

富士宮市地域包括支援センター業務委託 優先交渉権者選定要項

令和5年12月

富士宮市

お問合せ・申請書類提出先

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地

富士宮市役所 保健福祉部 福祉企画課

(富士宮市地域包括支援センター)

電話 0544-22-1591

ファックス 0544-22-1277

電子メール fukushi@city.fujinomiya.lg.jp

1 趣旨

この要項は、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター業務を委託するため、受託に関して優先的に交渉できる法人（以下「優先交渉権者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象圏域

以下の圏域に、地域包括支援センターを設置し、運営する法人を1法人選定する。

生活圏域	属する自治会	地域包括支援センター	高齢者人口
大富士、富丘	万野、宮原1、外神東、万野希望、宮原、淀師、淀橋、大中里、青木、外神、青木平	中部地域包括支援センター	9,598人

※ 高齢者人口は令和5年1月1日現在

※ 属する自治会は、原則として区の全域を示している（宮原は表記のとおり）。

3 業務名

富士宮市地域包括支援センター業務

4 応募資格

地域包括支援センター業務に係る優先交渉権者は、業務を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる法人であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 応募する圏域内に、令和6年3月31日までに現担当の地域包括支援センターと引継ぎを終え、令和6年4月1日に地域包括支援センターを開設できること。
- (3) 法第115条の22第2項の規定に該当しないこと（指定介護予防支援事業者として指定してはならない基準）。
- (4) 市内に介護保険サービスを提供する事業所を有し、かつ、市内での介護保険サービスの提供実績があること。
- (5) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 法人の役員等（その法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。以下同じ。）を代表するものをいう。）が、過去5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者でないこと。
- (7) 法人の役員等に次の各号に該当する者がいないこと。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始

の決定を受けている者を除く。)

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受け、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

エ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

オ 富士宮市に住所がある場合、市税を滞納していないこと。

(8) 令和 5 ・ 6 年度 製造・物品購入・役務提供等の競争入札参加資格を取得していること。

5 業務内容

別紙「富士宮市地域包括支援センター業務委託仕様書（案）」のとおりとする。

なお、本事業の受託法人は、地域包括支援センターの事業所として、法第 115 条の 22 第 1 項の規定と富士宮市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 26 年富士宮市条例第 28 号）に基づき、指定介護予防支援事業者の申請を行い、市の指定を受けること。

6 業務委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

7 地域包括支援センターの人員配置及び委託料

地域包括支援センターの人員配置及び委託料については、次のとおりとする。

地域包括支援センター	人員配置	市が想定している委託料
中部地域包括支援センター	5 人	29,860,000 円／年

8 質問

本業務委託に係る質問

(1) 受付期間

令和 5 年 12 月 1 日（金）午前 8 時 30 分から令和 5 年 12 月 11 日（月）午後 5 時までの間（土曜日及び日曜日は除く。）

(2) 質問方法

郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの方法により、必ず文書で福祉企画課まで受付期間内に提出すること（書式は問わない。）。

Fax 0544-22-1277

E-mail fukushi@city.fujinomiya.lg.jp

住所 〒418-8601 富士宮市弓沢町 150 番地

(3) 回答方法

質問に対する回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に係るものについて

は質問者に対してのみ回答することとし、それ以外の質問の回答については、事前説明会に出席した全ての事業者にファックス又は電子メールにて12月15日（金）に回答する。

9 応募

(1) 提出書類

応募する地域包括支援センターごとに、次のア～オについて、原本1部、副本（原本の写し可）9部を提出。

提出書類は、A4版縦型フラットファイルに左閉じにして、フラットファイルの表紙及び背表紙に「富士宮市〇〇地域包括支援センター 法人名」と記載すること。また、次の書類ごとインデックスを添付すること。

提出書類に使用する文字は、原則として11ポイントとする。

ア 富士宮市地域包括支援センター業務企画提案申込書（様式1）

イ 法人の概要（様式2）

ウ 法人の定款

エ 経営、運営状況を明らかにする書類（前年度の3年分）

（ア）貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの

（イ）財産目録

（ウ）市税（法人）完納証明書及び納税証明書（その3の3）

※ 役員が富士宮市に住所がある場合には、上記に加え当該役員の市税完納証明書

オ 富士宮市地域包括支援センター業務の業務委託に係る企画提案書（様式3）

(2) 提出期間

令和5年12月1日（金）午前9時から令和5年12月11日（月）午後5時まで

（土曜日及び日曜日は除く。）

(3) 提出先

富士宮市役所保健福祉部福祉企画課に直接持参して提出すること。

住所 富士宮市弓沢町150番地 電話 0544-22-1591

(4) その他

ア 提出された書類は理由のいかんを問わず返却しない。

イ 応募に際して必要となる費用は、全て申請者の負担とする。

ウ 提出された関係書類は、選定以外の目的で使用しない。

10 選定方法

(1) 優先交渉権者の選定

市が設置する選定委員会において、選定委員が、提出書類の審査、応募者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査基準を満たしているかどうかの判定及び順位付けを行い、この審査結果に基づいて優先交渉権者として選定する。なお、

応募が1者であっても、審査基準を満たしていない場合は、優先交渉権者に選定しない。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施日時

令和6年1月10日(水) ※ 集合時間は、応募者個々に通知する。

イ 実施場所

富士宮市弓沢町150番地 富士宮市役所 510会議室(庁舎5階)

ウ 持ち時間

1者当たり約30分(ヒアリング含む。)

(3) 結果の通知

選定結果は、令和6年1月17日(水)に応募者全員に文書で通知する。

11 失格要件

契約締結までの間に、次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 提出書類等に虚偽の記載や改ざんが行われていることが判明した場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (3) 第三者の著作権等を侵害する行為があった場合

12 再々公募

優先交渉権者を選定することができなかった場合は、必要に応じ、再々公募を行うことがある。

13 契約及び委託料の支払

選定後、市と優先交渉権者との間で細目を協議し、所定の手続を経て委託契約を締結する。選定後の委託の辞退は原則として認めないため、委託の辞退により市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

なお、委託料は、締結した契約に基づき、毎月定額で支払う。

(審査項目)

	審査基準
法人に関する事項	(1) 法人の運営方針 (2) 給与の支払及び待遇体系の整備状況 (3) 経営の健全性・安定性 (4) 高齢者の保健・医療・福祉・介護に関する実績
運営に関する事項	(1) 地域包括支援センターの公募に応募した動機 (2) 地域包括ケアシステムの考え方、地域包括支援センターの業務を実施するに当たっての必要な視点や活動方針や取組など

	(3) 地域におけるネットワーク構築に向けた取組 (4) 公正・中立性の確保に対する考え方や取組 (5) 法人における職員確保に関する状況（職員補充体制） (6) 職員の資質向上・専門性の向上に向けた取組 (7) 個人情報の保護・管理について (8) 苦情解決の取組と体制 (9) 事故・緊急時の対応
設置に関する事項	(1) 地域包括支援センター開設までの準備計画（内容、スケジュール及び資金計画） (2) 地域包括支援センターの設置計画（設置方法、設置場所等） 地域包括支援センターの利便性と利用者への配慮
その他の事項	(1) 応募圏域の現状及び地域課題について (2) 地域課題解決の為の方策、自主事業について